

申請書類は、黒インクのペン又はボールペン（消えるインクは不可）で記入し、郵送で提出願います。

様式第1-2号（第5条関係）

記入例

宮城県定時定路線・生活維持支援金支給申請書兼実績報告書兼請求書
（タクシー事業者）

令和4年7月〇〇日

宮城県知事 殿

（記載例は個人事業者の例、法人の場合は、以下のように記入）

有限会社 地交タクシー
代表取締役 宮城 太郎

申請者住所（法人の場合は本社所在地）

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

申請者名（事業者名(法人名・屋号)及び代表者職氏名)

〇〇タクシー 代表 宮城 太郎 印

個人事業者は実印又は認印、法人は代表者印(丸印)、どちらもシャチハタ不可

電話番号（1人1車制個人タクシーは日中連絡がとれる番号）

000(1111)2222

宮城県定時定路線・生活維持支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条の規定に基づき、次のとおり必要書類を添えて支援金の交付を申請します。また、交付要綱記載の交付要件及び下記の全ての事項について、宣誓又は同意いたします。

なお、支援金の交付決定を受けた際には、この申請をもって本事業の実績報告書といたします。

記

1 支援金申請額

下カッコ内の式で計算し記入

金 160,000 円

（基本額 100,000 円＋【法人又は任意団体のみ】交付対象車両 2 台 × 30,000 円）

- ※ 支援金申請額には、基本額と交付対象車両数による加算額との合計金額を記載願います。
- ※ 1人1車制個人タクシーの場合は、交付対象車両数は記載せず、基本額のみ記載願います。
- ※ 交付対象車両については、交付要綱別表第3を参照願います。

2 宣誓・同意事項 ※以下の項目に宣誓又は同意する場合にチェック印☑を入れて下さい
（交付にはすべての項目に☑の印が必要です。）

- 交付要綱第3条に規定する交付対象者及び交付対象車両です。
- 県からの関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査には誠実に応じます。指示に従わない場合は、支援金が交付されなくとも異議を唱えません。

（裏面へ）

- 申請者（または事業者）及び本事業に従事する者は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団）には一切関わりありません。
- 本書記載の内容の虚偽事項その他不正手段による不正受給が判明した場合には、支援金を速やかに返還いたします。
- 今後事業を継続する意向があることを約束します。

3 支援金振込先情報

本支援金については、以下の金融機関の口座に振り込み願います。

振込先	金融機関名称	(〇〇〇) 銀行 ・信用金庫・漁業協同組合・農業協同組合 (〇〇〇) 本店・ 支店 ※ゆうちょ銀行の場合 () 店
	支店コード	222
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	0 1 2 3 4 5 6 7
	フリガナ	ミヤギ タロウ
	口座名義人	宮 城 太 郎

※ 口座名義は、申請者名義のものに限ります。(法人は法人名義、個人事業主の場合は個人名義)

4 添付書類

添付したものにをしてください。(全部添付が必要です。)

※添付書類の裏面には申請者名を記載願います(ゴム印でも可)。

- 一般乗車旅客自動車運送事業の許可証の写し
 - ※(事業の譲渡を受けた場合は)譲渡譲受認可証の写し
 - ※(許可証又は認可証以外の場合は)運輸支局が発行する証明書の写し
- 支援金交付対象となる車両の登録番号(車両番号)及び種車種区分(小型車・普通車など)を記した車両一覧表
 - ※(1人1車制個人タクシーを除く。様式は任意。ただし、令和4年4月1日から申請日までの間、一時抹消登録、廃車代替購入があった場合にはその旨を付記し、証明できる書類を添付すること。)
- 支援金交付対象となる車両の自動車検査証の写し(有効期間が満了している場合でも可)
 - ※休車の特例措置を行っている場合は、加えて臨時休車リストの写し
- 支援金受取口座の通帳の写し
 - ※金融機関名・支店名、口座種別、口座番号が確認できるもの(表紙及び表紙の裏など)
- その他、知事が必要と認める書類

証明できる添付書類の例

○一時抹消登録の場合

- ・登録識別情報等通知書
- ・一時抹消登録証明書

○廃車代替購入の場合

新しい車両の自動車検査証に加えて、廃車を行った車両の登録事項等照明書又は自動車税納付照明書など。